

勤勉手当についての備忘録 (再任用は、2017年6月までは対象外)						昇給についての備忘録 (再任用は対象外)								
支給年度	月	勤勉手当の成績率	勤勉手当の成績率 ()内は、再任用者			昇給月	号給	前年度の号給との差	昇給区分と対応する昇給号数()内は55歳以上 前年度の号給との差を確認し該当区分に○をつける					年齢
			良好	優秀	特に優秀				特に優秀	優秀	良好	良好でない	不良	
2016年度	6月	82	制度導入以前			(2017年)1月	号給	(年齢は、当該年度の4月2日現在で書いてください→)						
	12月		80.0	84.5 (40.0)	89.0									
2017年度	6月		85.0	90.0 (40.0)	95.0	(2018年)1月	号給	号給	特に優秀 8 (2)	優秀 6 (1)	良好 4 (0)	良好でない 2 (0)	不良 0 (0)	
	12月		85.0 (39.5)	89.5 (41.0)	94.0 (-)									
2018年度	6月		90.0 (42.0)	95.0 (43.5)	100.0 (-)	(2019年)1月	号給	号給	特に優秀 8 (2)	優秀 6 (1)	良好 4 (0)	良好でない 2 (0)	不良 0 (0)	
	12月		90.0 (42.0)	95.0 (43.5)	100.0 (-)									
2019年度	6月		92.5 (44.5)	98.0 (46.0)	103.5 (-)	(2020年)1月	号給	号給	特に優秀 8 (2)	優秀 6 (1)	良好 4 (0)	良好でない 2 (0)	不良 0 (0)	
	12月		92.5 (44.5)	98.0 (46.0)	103.5 (-)									
2020年度	6月		95.0 (44.5)	100.5 (46.0)	106.0 (-)	(2021年)1月	号給	号給	特に優秀 8 (2)	優秀 6 (1)	良好 4 (0)	良好でない 2 (0)	不良 0 (0)	
	12月		95.0 (44.5)	(46.0)	(-)									
2021年度	6月					(2022年)1月	号給	号給	特に優秀 8 (2)	優秀 6 (1)	良好 4 (0)	良好でない 2 (0)	不良 0 (0)	
	12月													
2022年度	6月					(2023年)1月	号給	号給	特に優秀 8 (2)	優秀 6 (1)	良好 4 (0)	良好でない 2 (0)	不良 0 (0)	
	12月													
2023年度	6月					(2024年)1月	号給	号給	特に優秀 8 (2)	優秀 6 (1)	良好 4 (0)	良好でない 2 (0)	不良 0 (0)	
	12月													
2024年度	6月					(2025年)1月	号給	号給	特に優秀 8 (2)	優秀 6 (1)	良好 4 (0)	良好でない 2 (0)	不良 0 (0)	
	12月													
2025年度	6月					(2026年)1月	号給	号給	特に優秀 8 (2)	優秀 6 (1)	良好 4 (0)	良好でない 2 (0)	不良 0 (0)	
	12月													

給与支給明細書 (平成28年 6月分 期末勤勉)

所属名	グループ名
氏名	職員番号
表級号給	小中教育職 2級 147号給 401,800 H 2
調整数	地域手当率 7.15 管理職当区分
標準報酬(短期・介護)	1,026,000 標準報酬(厚生年金)
標準報酬(退職等年金)	1,026,000 互助会基礎

支給内訳	給料・報酬		給料の調整額		教職調整額		扶養手当	
	基礎	409,600			16,384			
	職務段階加算率	職務段階加算額	管理職加算率	管理職加算額				
	10	45,644						
期末手当	基礎額	支給率	在職期間割合	退職率				
	502,085	122.5	100	100				
勤勉手当	基礎額	成績率	期間率					
	502,085	82	100					

人事評価は人材育成(Bの人をAにすること)を目的としています。勤勉手当が「優秀」となったことがない。そんな場合は、備忘録を管理職に示し、「優秀」となるための目標設定を管理職と協議してください。同時に、可能な限り次回の一時金支給日までに複数回、管理職との面談を実施してください。なお懇談時には、組合が県との間で確認している「解釈」を示すことが大切です。

民間のボーナスに相当する手当は、期末・勤勉手当と呼ばれ、人事評価では、この勤勉手当の成績率が変わることになります。左の支給明細書を見てください。これは人事評価導入される前の2016年6月のものです。勤勉手当の率は、82となっており、それをもとに支給額合計が計算されます。しかし、人事評価が導入される2016年12月は、「良好」(いわゆるB評価に対応する成績率)の場合は、80、「優秀」の場合は、84.5となり差を生じることとなりました。「勤勉手当についての備忘録」は、各自がこの勤勉手当の成績率を表の「勤勉手当の成績率」欄に書き写すことで、人事評価の運用状態を確認しようとするものです。また、人事評価導入以前の昇給は、一定の年齢に達すると、特別昇給として5号や6号昇給していました。しかし人事評価制度のもとでは、54歳までの教職員の場合、AやS評価とならない限り、4号ずつしか昇給しません。「昇給についての備忘録」については、12月に詳しくお知らせしますが、各自が自らの号給を表の号給欄に書き写し、前年度の号給との差を求めることで、人事評価の運用状態を確認しようとするものです。